

## 社会福祉法人粟ヶ窪保育所 役員旅費規程

第1条 この規程は、社会福祉法人粟ヶ窪保育所の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員（以下「役員」という。）の職にある者に対し、支給する旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程の実施に関し必要な事項は、粟ヶ窪保育所旅費規則を参考として決定する。

第3条 役員が出張した場合の旅費の額は、所長職に相当するものとみなして旅費を支給する。

第4条 役員が本法人の理事会、評議員会、監査及び研修会等に出会した場合の費用弁償の額は、別表第1のとおりとする。

### 附 則

この規程は平成 2年11月 1日から施行する。

この規程は平成12年 2月 1日から施行する。

この規程は平成29年 3月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 3月27日に改正し、令和 3年 4月 1日から施行する。

(役員の旅費について)

社会福祉法人粟ヶ窪保育所

別表第1

R030401

交通手段	支給額
交通機関等利用の場合	交通機関等利用実費
自家用車利用の場合(14km未満)	500円
自家用車利用の場合(14km以上)	1km当たり37円(1km未満の端数は切捨て)